證據の存しないことである。若しかゝる想像が許されるならば、トルコ族にも突厥より以前に既に之が存して居たかも知れないといふ想像も許されねばならぬことになる、要するに祕史には西紀一二〇一年鷄の年（宋の寧宗嘉泰元年）以後十二支獸の名によつて年をしるして居るが、これはその當時の人も考へて居る如く、他の民族から習つたことゝ思はれる、果して然らば附近の民族から習つたに相違ないが、その名稱から推すとツングース族からではなく、トルコ族から傳へたものであらうといふのである。

祕史に見ゆる蒙古の制度の中親衞の制の如きは最も注意すべきもので、那珂博士も既に「親衞の制、功臣の賞を定むる詔勅は蒙古の史にありて典謨に比すべきものなり」と說かれた[12]、然るに此の制度に付してある種々の名稱の中には蒙古語としては說明しかねるもので、然もトルコ語として祕史より以前の時代に見え、もしくはトルコ語として解き得るものがあるやうに思ふ、かゝる種類に屬する古のトルコの制度が如何樣であつたかは前述の如く今日知り得ないが、既に此の種の名稱が存したとすれば、これに相當する制度も勿論存在したものと推察し得られるしまたやがてこれが蒙古の制度の基となつたものであることも論じ得られやう。

さてこゝに親衞の制といふのは祕史に客失克（ケシク）譯して直班といへる制で、元史兵志には怯薛と記し「猶言番直宿衞也」と解き、成吉思汗實錄には番直と譯してある、此の制度はさきに箭內學士[13]が精密に研究せられた如く、西紀一二〇四年成吉思汗の乃蠻征伐の際に創設せられたもので、當時八十人の客卜帖兀勒（ケブテウル）（成吉思汗實錄に宿衞と譯す）七十人の土兒合兀惕（トルカウト）（侍衞と譯す）及び多分四百人の豁兒赤（ゴルチ）（箭筒士と譯す）とから成つた番直の制であつて、そ